

**大間原子力発電所の安全対策の概要について(要旨)****▼ 電源開発 浦島常務執行役員****1 重大事故等対策について****(1) 「炉心損傷防止」**

- 新たに安全強化対策として代替注水機能の確保, 代替電源の確保, 水源の確保をすることになっている。
- 「代替注水設備の設置」, 「可搬型代替注水ポンプの配備」が注水機能で, 「空冷式非常用発電機の設置」, 「電源車の配備」, 「蓄電池の設置」が電源の対策, 「貯水槽の設置」が水源の確保である。

**(2) 「格納容器損傷防止」**

- 「炉心損傷防止」の対策をとっても炉心損傷が発生した場合に事故がさらに進展するのを防ぐため, 「原子炉格納容器 フィルタベント系の設置」により格納容器の圧力を逃がして破損防止の対策をとることとしている。

**(3) 「特定重大事故等対処施設の設置」**

- 故意の航空機衝突などのテロを想定し, 大規模な損壊で広範囲に設備が使えない事態でも原子炉格納容器などを冷却できるような対策をとることとしている。
- 「後備低圧注水ポンプ」「後備高圧窒素ガス供給系」は原子炉の圧力を抜き, 水を入れて冷やすという設備である。また, 「第二原子炉格納容器フィルタベント系」は, フィルタベントのほかにもう一つフィルタベントをつけて格納容器から圧力を逃し格納容器の破損を防止する対策としている。また, それらの設備を運転するために「緊急時制御室」を設置し, その専用の電源として, 「ガスタービン発電機」を設置する。

**2 設計基準事故対策について(「耐震・耐津波性能」)****(1) 「地震による損傷防止」**

- 大間地点周辺の過去の地震や活断層について最新知見や調査結果を踏まえ, 「想定三陸沖北部の地震」と「根岸西方断層による地震」を見直し, 基準地震動を従来の450ガルを650ガルに設定している。

**(2) 「津波による損傷防止」**

- 2011年東北地方太平洋沖地震津波の最新知見等を踏まえ, 「日本海東縁部」, 「三陸沖から根室沖」, 「チリ沖」を波源として基準津波を策定し, 敷地側の最高水位を従来の4.4mから6.3m程度に設定した。敷地高さは12mあり, 津波の流入はないと判断しているが, 防潮壁を設置するなどの自主対策も行うこととしている。

**3 工事計画**

- 変更申請にかかる重大事故等対処施設等の工事計画は, 審査期間を1年程度と想定し, 平成27年11月から工事を開始し, 平成32年12月に工事を終了すると想定している。その後試運転を一年程度行い, 運転開始は平成33年度の見込みと考えている。

- 変更申請は原子力規制委員会から新規制基準への適合性について審査をいただくもので、安全性を向上させるために欠くことのない施設と考えている。この審査を通じてより安全性の高い発電所づくりに努めていく所存である。
- 運転開始までは、審査、設置変更の許可、工事計画の認可、燃料の装荷、使用前検査など様々なプロセスがあり、引き続き丁寧に大間計画に関する情報提供・説明をさせていただきたい。
- 変更申請は、今後最終調整したうえで、準備が整い次第、国へ提出したい。

▽ 函館市 中林副市長

- お話は聞かせていただいた。法律で義務づけられている避難計画、これは私たちとすれば、実効性のある避難計画というのは、ほとんど不可能だと思っている。そうした中で、こういう形で来られたというのは、私たちとしては大変遺憾に思っている。

▽ 函館市 川越総務部長

- 裁判の中で、まだ変更手続きの準備を進めている段階にあって、当市の請求権については、適格を欠くものと主張されているが、このように準備を進めていくということについては、私どもとしては大きな疑問を感じている。

▼ 電源開発 浦島常務執行役員

- 訴訟にかかることは、この場での発言は控えさせていただく。

▽ 函館市 中林副市長

- この内容については、市長に伝える。